

平成 2 2 年度

福島町議会定例会 3 月会議議案

福 島 町

平成22年度福島町議会定例会3月会議議案目次

番号	件 名	頁
48	福島町浄化槽設置及び管理に関する条例の制定について	1
49	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	7
50	福島町手数料徴収条例の一部改正について	9
51	福島町特別会計条例の一部改正について	15
52	第4次福島町総合開発計画の変更について	17
53	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	19
54	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	21
55	平成23年度福島町一般会計予算	23
56	平成23年度福島町国民健康保険特別会計予算	25
57	平成23年度福島町介護保険特別会計予算	27
58	平成23年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	29
59	平成23年度福島町浄化槽整備特別会計予算	31

番号	件名	頁
60	平成23年度福島町水道事業会計予算	33
61	福島町財政調整基金の積立金の処分について	35
62	福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について	37
63	平成22年度福島町一般会計補正予算（第15号）	別冊
64	平成22年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	39
65	平成22年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）	55
66	平成22年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	83
67	平成22年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）	93
68	福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分の議決変更について	113
諮問2	人権擁護委員の推薦について	115
同意3	固定資産評価審査委員会委員の選任について	117

議案第48号

福島町浄化槽設置及び管理に関する条例の制定について

福島町浄化槽設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成23年3月10日提出

福島町長 村 田 駿

福島町浄化槽設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽市町村整備推進事業による浄化槽の適正な設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 し尿と併せて生活雑排水を処理する浄化槽のうち、各戸ごとに処理するものであって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上、放流水のBODが20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するもので、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する基準に適合し、福島町が設置するものをいう。
 - (2) 併用住宅 工場排水等特殊な排水を伴わない店舗又は事務所等と専用住宅が付帯した建築物をいう。
 - (3) 住宅所有者等 専用住宅、併用住宅の所有者、建築中の建築主及び建築しようとする建築主をいう。
 - (4) 使用者 この条例に基づき設置された浄化槽を使用する者をいう。
 - (5) 汚水 専用住宅及び併用住宅から排除されるし尿及び生活雑排水をいう。
 - (6) 排水設備 汚水を浄化槽に流入させるために必要な汚水マス及び汚水流入管渠等であって、住宅所有者等が設置するものをいう。
- 2 その他この条例において使用する用語は、特に定めのある場合を除き、浄化槽法（昭和58年法律第43号）で使用する用語の例による。

(処理区域)

第3条 浄化槽により、し尿及び生活雑排水の処理を行おうとする区域（以下「処理区域」という。）は、福島町全域とする。

(浄化槽設置等の申請)

第4条 住宅所有者等は、町長に対し、浄化槽の設置、管理等を申請することができる。ただし、土地所有者の承諾を得られない者は申請できない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、予算の範囲内で浄化槽の設置を決定するものとする。

(工事計画の作成等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を定めた工事計画書を作成し、当該申請を行った住宅所有者等（以下「申請者」という。）の承認を求めるものとする。

(1) 工事の内容

(2) 工事の時期

(3) その他工事の遂行に必要な事項

2 申請者は、工事計画に異議があるときは、町長に対し変更を求めることができる。

3 申請者は、工事計画を承認するときは、規則で定める承認書を提出するものとする。

4 前項の規定により工事計画を承認した申請者は、当該工事計画に基づく浄化槽の設置について、浄化槽設置用地無償使用貸借契約の締結その他必要な協力をしなければならない。

(設置完了の通知)

第6条 町長は、浄化槽の設置を完了したときは、申請者に対しその旨を通知しなければならない。

(既存浄化槽の譲渡)

第7条 既に住宅所有者等が設置している浄化槽（第2条第1項第1号の機能と基準による浄化槽に限る。）を、この条例に基づいて管理を行おうとする者は、当該浄化槽を無償で福島町に譲渡しなければならない。

(分担金の賦課)

第8条 町長は、別表第1に定める標準的工事に要する標準的な費用（以下「標準事業費」という。）に基づき算定した分担金を限度に、申請者ごとの事業費により金額を賦課するものとする。

2 町長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日その他分担金の納付に必要な事項を申請者に通知しなければならない。

3 分担金の納付は、現金による一括納付とする。

(増嵩経費の賦課)

第9条 町長は、浄化槽の設置に要する経費が、申請者の都合により、標準事業費を超えるときは、前条の分担金のほか申請者に対し、増嵩経費を賦課することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、増嵩経費について準用する。

(使用開始等の届出)

第10条 使用者は、浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

(使用料の徴取)

第11条 町長は、浄化槽の使用に伴い、使用者から別表第2に定める額を徴収するものとする。ただし、浄化槽法定検査料の改定、汚泥量等が標準を超える場合は、別の算定により使用料を加算することができる。

2 使用料は、使用月ごとに口座振替の方法により徴収するものとする。ただし、町長が必要と認めた時は、他の方法によることができる。

3 使用料は、毎使用月の翌月の末日までに納入しなければならない。

4 使用月の期間は1か月とし、その始期及び終期は、月の初日から月の末日までとする。

5 使用者が、使用月の途中において浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次のとおりとする。

(1) その使用日数が15日未満 月額料金の2分の1

(2) その使用日数が15日以上 月額料金

(延滞金)

第12条 町長は、分担金又は使用料を納付期日までに納付しない者がいるときは、当該料金の額に、その納入期限の翌日から納付の日までの期日の日数に応じ、延滞金を加算して徴収することができる。

(徴収の猶予及び免除)

第13条 町長は、特に必要があると認める場合には、分担金の徴収を猶予し、又はその全部若しくは一部に相当する額を免除することができる。

(電気料金及び水道料金の負担)

第14条 使用者は、浄化槽の使用に関し、電気料金及び水道料金を負担しなければならない。

(資料の提出)

第15条 町長は、住宅所有者等及び使用者に、浄化槽の設置及び維持管理等

を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(保管義務等)

第16条 住宅所有者等及び使用者並びに浄化槽が設置されている土地の地権者は、浄化槽を適正に保管しなければならない。

2 住宅所有者等及び使用者は、町長が行う浄化槽の保守点検、清掃等の作業が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。

(修繕費用の負担)

第17条 住宅所有者等及び使用者は、浄化槽の送風機（ブローア）に交換の必要が生じたときは、町長の指示に従って交換し、その費用を負担しなければならない。

2 住宅所有者等及び使用者の責めに帰すべき事由により、浄化槽に修繕の必要が生じたときは、住宅所有者等及び使用者は、町長の指示に従い、修繕し、その費用を全額負担しなければならない。

3 住宅所有者等の都合により、浄化槽の移転又は撤去の必要が生じたときは、住宅所有者等は、町長の指示に従って移転又は撤去し、その費用を全額負担しなければならない。

(排水設備の設置)

第18条 住宅所有者等は、町が浄化槽設置完了後3か月以内に、浄化槽施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない工事の実施方法で、排水設備を設置しなければならない。

(排水設備の費用負担)

第19条 排水設備の設置に要する費用は、住宅所有者等の負担とする。

(住宅所有者等の地位の承継)

第20条 第8条第2項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた申請者に変更があったときは、新たに住宅所有者等になった者が、従前の地位を承継するものとする。ただし、第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた額のうち、変更があった日までに納付すべきものについては、従前の申請者が納付するものとする。

2 前項の規定により、第8条第2項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1-1 (第8条関係)

既 存 住 宅		
浄化槽の規模	標準事業費	分担金の額
5人槽	1,700,000円	129,100円
7人槽	1,900,000円	150,200円
10人槽	2,300,000円	189,750円
11人槽以上	その都度町長が定める。	

別表第1-2 (第8条関係)

新 築 住 宅		
浄化槽の規模	標準事業費	分担金の額
5人槽	882,000円	88,200円
7人槽	1,104,000円	110,400円
10人槽	1,495,000円	149,500円
11人槽以上	その都度町長が定める。	

別表第2 (第11条関係)

浄化槽の規模	月額使用料の額	
	初年度	翌年度以降
5人槽	1,900円	1,700円
7人槽	2,100円	2,000円
10人槽	2,600円	2,500円
11人槽以上	その都度町長が定める。	

議案第 49 号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 3 月 10 日提出

福島町長 村 田 駿

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年福島町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表第 1						別表第 1					
年額支給委員		月額支給委員		日額支給委員		年額支給委員		月額支給委員		日額支給委員	
職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等
連絡員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	連絡員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
						身体障害者相談員	25,000				
						知的障害者相談員	25,000				

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第50号

福島町手数料徴収条例の一部改正について

福島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年3月10日提出

福島町長 村 田 駿

福島町手数料徴収条例の一部を改正する条例

福島町手数料徴収条例（昭和51年条例第3号）を別紙のように改正する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する

別紙

別表 公簿、書類等の複写の項の次に次のように加える。

手数料を徴収する事務		単位	金額	適用
都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	許可申請のとき		ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額
			57,200	(ア) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき
			103,700	(イ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき
			150,200	(ウ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき
			196,700	(エ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき
			243,200	(オ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき
			340,200	(カ) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき
				イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額
			80,400	(ア) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき
			140,900	(イ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき
			224,600	(ウ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき
			299,000	(エ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき
			373,400	(オ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき
			526,100	(カ) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき
				ウ その他の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額
			219,900	(ア) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき
			289,700	(イ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき
			429,200	(ウ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき
			559,300	(エ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき
			717,400	(オ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき
953,900	(カ) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき			

<p>都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>開発行為変更許可申請手数料</p>	<p>変更許可申請のとき</p>	<p>当該申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額(その金額が953,900円を超えるときは、953,900円)</p> <p>ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更の許可の申請に係る審査(エに掲げるものを除く。)次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額</p> <p>2,000 (ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき</p> <p>3,400 (イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき</p> <p>5,700 (ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき</p> <p>10,400 (エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき</p> <p>15,000 (オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき</p> <p>19,700 (カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき</p> <p>24,300 (キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき</p> <p>34,000 (ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき</p> <p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更の許可の申請に係る審査(オに掲げるものを除く。)次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額</p> <p>2,500 (ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき</p> <p>4,300 (イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき</p> <p>8,000 (ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき</p> <p>14,100 (エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき</p> <p>22,500 (オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき</p> <p>29,900 (カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき</p> <p>37,300 (キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき</p> <p>52,600 (ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき</p> <p>ウ その他の開発行為に関する設計の変更の許可の申請に係る審査(カに掲げるものを除く。)次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額</p>
---	----------------------	------------------	---

	10,400	(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき
	15,000	(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき
	22,000	(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき
	29,000	(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき
	42,900	(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき
	55,900	(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき
	71,700	(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき
	95,400	(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき
		エ 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更の許可の申請に係る審査(新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。)新たに編入される開発区域の面積(以下この項において「編入面積」という。)について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ左に定める金額
	16,000	(ア) 0.1ヘクタール未満のとき
	29,900	(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき
	53,200	(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき
	99,700	(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき
	146,200	(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき
	192,700	(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき
	239,200	(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき
	332,200	(ク) 10ヘクタール以上のとき
		オ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更の許可の申請に係る審査(新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。)編入面積について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ左に定める金額
	20,600	(ア) 0.1ヘクタール未満のとき
	39,200	(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき

			76,400	(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき
			136,900	(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき
			220,600	(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき
			295,000	(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき
			369,400	(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき
			518,100	(ク) 10ヘクタール以上のとき
				カ その他の目的で行う開発行為に関する都市計画法第30条の第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更の許可の申請に係る審査(新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。)編入面積について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ左に定める金額
			99,700	(ア) 0.1ヘクタール未満のとき
			146,200	(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき
			215,900	(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき
			285,700	(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき
			425,200	(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき
			555,300	(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき
			713,400	(キ) が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき
			945,900	(ク) 10ヘクタール以上のとき
			13,300	キ その他の変更の許可の申請に係る審査
都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築許の許可の申請に対する審査	用途地域の定められていない土地の区域内における建築物建築特例許可申請手数料	許可申請のとき	55,500	
都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	許可申請のとき	34,600	
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	開発許可地位継承承認申請手数料	承認申請のとき	1,900	ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に

				供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合、左に定める額 2,900 イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合、左に定める額 18,600 ウ その他の場合
都市計画法第47条第5項の規定に基づく登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	交付請求のとき	500	用紙1枚につき
都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付	都市計画法適合証交付手数料	交付請求のとき	4,650	

議案第51号

福島町特別会計条例の一部改正について

福島町特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年3月10日提出

福島町長 村田 駿

福島町特別会計条例の一部を改正する条例

福島町特別会計条例（昭和39年福島町条例第6号）の一部を次のように改正する

改正前	改正後
(設置) 第1条 (略) (1) (略) (2) 福島町老人保健特別会計 老人保健事業 (3) 福島町介護保険特別会計 介護保険事業 (4) 福島町後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業	(設置) 第1条 (略) (1) (略) (2) 福島町介護保険特別会計 介護保険事業 (3) 福島町後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業 (4) 福島町浄化槽整備特別会計 浄化槽整備事業

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第 5 2 号

第 4 次福島町総合開発計画の変更について

第 4 次福島町総合開発計画後期実施計画を変更したいので、福島町議会基本
条例第 1 1 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 3 年 3 月 1 0 日提出

福島町長 村 田 駿

1. 第 4 次福島町総合開発計画（改訂版）【平成 2 3 年度予算】
後期実施計画（H 2 2 ～H 2 6）

議案第 5 4 号

北海道市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

平成 2 3 年 3 月 1 0 日提出

福島町長 村 田 駿

北海道市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和 4 3 年 5 月 1 日地方第 7 2 2 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 に「広域紋別病院企業団」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 5 5 号

平成 2 3 年度福島町一般会計予算

平成 2 3 年度福島町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,310,536 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

平成 2 3 年 3 月 1 0 日提出

福島町長 村 田 駿

議案第56号

平成23年度福島町国民健康保険特別会計予算

平成23年度福島町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ904,442千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月10日提出

福島町長 村田 駿

議案第 5 7 号

平成 2 3 年度福島町介護保険特別会計予算

平成 2 3 年度福島町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ470,072千円とし、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ3,007千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 3 年 3 月 1 0 日提出

福島町長 村 田 駿

議案第58号

平成23年度福島町後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度福島町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,057千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月10日提出

福島町長 村田 駿

議案第59号

平成23年度福島町浄化槽整備特別会計予算

平成23年度福島町の浄化槽整備特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,062千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成23年3月10日提出

福島町長 村田 駿

議案第60号

平成23年度福島町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度福島町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	2,160戸
(2) 年間給水量	370,000m ³
(3) 一日平均給水量	1,013m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 配水管整備事業	2,433千円
(イ) メーター改良事業	3,987千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	109,526千円
第1項 営業収益	108,593千円
第2項 営業外収益	933千円
支 出	
第1款 水道事業費用	85,971千円
第1項 営業費用	79,382千円
第2項 営業外費用	6,489千円
第3項 予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額10,427千円は過年度分損益勘定留保資金6,703千円、当年度分損益勘定留保資金3,724千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款	資本的収入	700千円
第1項	道支出金	700千円
	支 出	
第1款	資本的支出	11,127千円
第1項	建設改良費	6,725千円
第2項	企業債償還金	4,402千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,332千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,542千円と定める。

平成23年3月10日提出

福島町長 村 田 駿

議案第 6 1 号

福島町財政調整基金の積立金の処分について

次のとおり福島町財政調整基金の積立金を平成 2 3 年度福島町一般会計に繰り入れ支消するものとする。

平成 2 3 年 3 月 1 0 日 提出

福島町長 村 田 駿

記

- 1 支 消 金 額 1 1 0 , 0 0 0 千円以内
- 2 支 消 の 目 的 地方財政法第 4 条の 4 第 1 項第 1 号による経費の財源に
充当するため

議案第62号

福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について

次のとおり福島町介護保険給付費準備基金の積立金を平成23年度福島町介護保険特別会計に繰り入れ支消するものとする。

平成23年3月10日提出

福島町長 村田 駿

記

- 1 支消金額 13,098千円以内
- 2 支消の目的 保険給付費等の財源に充当するため

議案第 6 4 号

平成 2 2 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

平成 2 2 年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,426 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 926,052 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 3 年 3 月 1 0 日提出

福島町長 村 田 駿

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
33 国庫支出金		千円 261,583	千円 8,777	千円 270,360
	1 国庫負担金	185,666	2,490	188,156
	2 国庫補助金	75,917	6,287	82,204
66 道支出金		49,754	33	49,787
	1 道負担金	9,158	604	8,554
	2 道補助金	40,596	637	41,233
77 共同事業交付金		109,245	3,750	105,495
	1 共同事業交付金	109,245	3,750	105,495
88 繰入金		66,552	3,498	63,054
	1 他会計繰入金	66,552	3,498	63,054
10 諸収入		588	136	452
	2 雑入	584	136	448
歳入合計		924,626	1,426	926,052

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 総務費		千円 11,143	千円 425	千円 11,568
	1 総務管理費	3,582	425	4,007
22 保険給付費		644,124	7,000	651,124
	1 療養諸費	557,521	10,000	567,521
	2 高額療養費	81,700	900	80,800
	4 助産諸費	4,203	2,100	2,103
77 共同事業拠出金		126,084	4,500	121,584
	1 共同事業拠出金	126,084	4,500	121,584
88 保健事業費		5,279	1,500	3,779
	1 特定健康診査等事業費	4,244	1,500	2,744
99 諸支出金		11,345	1	11,346
	3 過年度過誤納還付金	10,983	1	10,984
歳 出 合 計		924,626	1,426	926,052

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	千円 261,583	千円 8,777	千円 270,360
6 道支出金	49,754	33	49,787
7 共同事業交付金	109,245	3,750	105,495
8 繰入金	66,552	3,498	63,054
10 諸収入	588	136	452
歳入合計	924,626	1,426	926,052

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	11,143	425	11,568
2 保険給付費	644,124	7,000	651,124
7 共同事業拠出金	126,084	4,500	121,584
8 保健事業費	5,279	1,500	3,779
9 諸支出金	11,345	1	11,346
歳 出 合 計	924,626	1,426	926,052

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
425	0	0	0
9,593	0	3,498	905
750	0	3,750	0
458	0	136	906
0	0	0	1
8,810	0	7,384	0

2 歳 入

3 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 療養給付費等負担金	176,508	3,094	179,602	1 現年度分	3,094	療養給付費国庫負担金 3,094
2 高額医療費共同事業負担金	8,419	375	8,044	1 高額医療費共同事業負担金	375	高額医療費共同事業負担金 375
3 特定健康診査等負担金	739	229	510	1 特定健康診査等負担金	229	特定健康診査等負担金 229
計	185,666	2,490	188,156			

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 財政調整交付金	75,110	6,356	81,466	1 財政調整交付金	6,356	普通調整交付金 5,962 特別調整交付金 394
2 出産育児一時金補助金	200	100	100	1 出産育児一時金補助金	100	出産育児一時金補助金 100
4 高齢者医療制度円滑導入事業費補助金	0	31	31	1 高齢者医療制度円滑導入事業費補助金	31	高齢者医療制度円滑導入事業費補助金 31
計	75,917	6,287	82,204			

6 款 道支出金
1 項 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 高額医療費共同事業負担金	8,419	375	8,044	1 高額医療費共同事業負担金	375	高額医療費共同事業負担金 375
2 特定健康診査等負担金	739	229	510	1 特定健康診査等負担金	229	特定健康診査等負担金 229
計	9,158	604	8,554			

6 款 道支出金
2 項 道補助金

1 道財政調整交付金	40,329	637	40,966	1 道財政調整交付金	637	普通調整交付金 637
計	40,596	637	41,233			

7 款 共同事業交付金
1 項 共同事業交付金

1 共同事業交付金	16,841	750	16,091	1 共同事業交付金	750	高額医療費共同事業交付金 750
2 保険財政共同安定化事業交付金	92,404	3,000	89,404	1 保険財政共同安定化事業交付金	3,000	保険財政共同安定化事業交付金 3,000
計	109,245	3,750	105,495			

8 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	66,552	3,498	63,054	1 保険基盤安定繰入金	2,583	保険税軽減額繰入金 2,583
				2 一般会計繰入金	915	出産育児一時金繰入金 1,333 国保財政安定化支援繰入金 418
計	66,552	3,498	63,054			

10 款 諸収入

2 項 雑入

5 雑入	580	136	444	1 雑入	136	特定健診等負担金 136
計	584	136	448			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	3,332	31	3,363	31 国庫支出金				11 需用費	10	一般管理費 31 11 消耗品費 10 12 通信運搬費 21
2 連合会負担金	250	394	644	394 国庫支出金				19 負担金・補助及び交付金	394	連合会負担金 394 19 連合会負担金 394
計	3,582	425	4,007	425	0	0	0			

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	492,000	10,000	502,000	10,143 国庫支出金 9,443 道支出金 700		2,165 繰入金	2,022	19 負担金・補助及び交付金	10,000	一般被保険者療養給付費 10,000 19 一般被保険者診療報酬支払金 10,000
計	557,521	10,000	567,521	10,143	0	2,165	2,022			

2 款 保険給付費

2 項 高額療養費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3 一般被保険者高額介護合算療養費	1,000	900	100	450			450	19 負担金・補助及び交付金	900	一般被保険者高額介護合算療養費 900 19 一般被保険者高額介護合算療養費 900
計	81,700	900	80,800	450	0	0	450			

2 款 保険給付費

4 項 助産諸費

1 出産育児一時金	4,203	2,100	2,103	100		1,333	667	19 負担金・補助及び交付金	2,100	出産育児一時金 2,100 19 出産育児一時金 2,100
計	4,203	2,100	2,103	100	0	1,333	667			

7 款 共同事業拠出金

1 項 共同事業拠出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国庫支出金	地方債	その他					
1 高額医療費 共同事業医療費拠出金	33,679	1,500	32,179	750 国庫支出金 375 道支出金 375		750 共同事業交付金		19 負担金・補助 及び交付金	1,500	高額医療費共同事業医療費拠出金 19 高額医療費共同事業医療費拠出金	1,500 1,500
2 保険財政共同安定化事業拠出金	92,404	3,000	89,404			3,000 共同事業交付金		19 負担金・補助 及び交付金	3,000	保険財政共同安定化事業拠出金 19 保険財政共同安定化事業拠出金	3,000 3,000
計	126,084	4,500	121,584	750	0	3,750	0				

8 款 保健事業費

1 項 特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	4,244	1,500	2,744	458 国庫支出金 229 道支出金 229		136 諸収入	906	13 委託料	1,500	特定健康診査等事業費 13 健診データ管理委託料 13 健康診断委託料	1,500 100 1,400
計	4,244	1,500	2,744	458	0	136	906				

9 款 諸支出金

3 項 過年度過誤納還付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 過年度過誤納還付金	10,983	1	10,984				1	23 償還金・利子及び割引料	1	過年度過誤納還付金 23 国庫補助金過年度過誤納還付金
計	10,983	1	10,984	0	0	0	1			

議案第65号

平成22年度福島町介護保険特別会計補正予算(第4号)

平成22年度福島町の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,424千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ492,565千円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ510千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,509千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月10日提出

福島町長 村 田 駿

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 保険料		千円 56,782	千円 660	千円 56,122
	1 介護保険料	56,782	660	56,122
33 国庫支出金		118,452	10,434	128,886
	1 国庫負担金	73,552	7,818	81,370
	2 国庫補助金	44,900	2,616	47,516
44 支払基金交付金		126,468	4,870	131,338
	1 支払基金交付金	126,468	4,870	131,338
55 道支出金		63,685	6,081	69,766
	1 道負担金	61,735	5,910	67,645
	2 道補助金	1,950	171	2,121
66 財産収入		67	1	66
	1 財産運用収入	67	1	66
77 繰入金		88,362	5,603	93,965
	1 一般会計繰入金	75,716	1,213	76,929
	2 基金繰入金	11,549	4,482	16,031
	3 介護サービス事業勘定繰入金	1,097	92	1,005
99 諸収入		364	97	461
	1 雑入	364	97	461

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳	入	千円 466,141	千円 26,424	千円 492,565
合	計			

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 総務費		千円 10,724	千円 702	千円 10,022
	1 総務管理費	3,216	475	2,741
	3 介護認定審査会費	6,945	227	6,718
22 保険給付費		416,274	28,125	444,399
	1 保険給付費	403,158	27,178	430,336
	2 高額介護サ - ビス等費	9,600	994	10,594
	4 その他諸費	516	47	469
33 地域支援事業費		27,014	998	26,016
	1 介護予防事業費	5,514	702	4,812
	2 包括的支援事業費	19,934	0	19,934
	3 任意事業費	1,566	296	1,270
44 基金積立金		4,979	1	4,978
	1 基金積立金	4,979	1	4,978
55 諸支出金		7,050	0	7,050
	2 繰出金	1,672	0	1,672
歳 出 合 計		466,141	26,424	492,565

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	千円 56,782	千円 660	千円 56,122
3 国庫支出金	118,452	10,434	128,886
4 支払基金交付金	126,468	4,870	131,338
5 道支出金	63,685	6,081	69,766
6 財産収入	67	1	66
7 繰入金	88,362	5,603	93,965
9 諸収入	364	97	461
歳 入 合 計	466,141	26,424	492,565

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	10,724	702	10,022
2 保険給付費	416,274	28,125	444,399
3 地域支援事業費	27,014	998	26,016
4 基金積立金	4,979	1	4,978
5 諸支出金	7,050	0	7,050
歳 出 合 計	466,141	26,424	492,565

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
474	0	228	0
16,476	0	13,291	1,642
513	0	2,588	1,077
0	0	1	0
0	0	2	2
16,515	0	10,472	563

2 歳 入

1 款 保険料

1 項 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険者保険料	56,782	660	56,122	1 現年分保険料	778	現年分保険料 778
				2 滞納繰越分保険料	118	滞納繰越分 118
計	56,782	660	56,122			

3 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 介護給付費負担金	73,552	7,818	81,370	1 現年度分	7,818	介護給付費負担金 7,818
計	73,552	7,818	81,370			

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 調整交付金	38,088	2,748	40,836	1 現年度分	2,748	現年度分調整交付金 2,748
2 地域支援事業交付金	3,902	342	4,244	1 地域支援事業交付金現年分	342	介護予防事業交付金 120
						包括的支援事業及び任意事業交付金 462
3 生活・介護支援サポーター養成事業補助金	1,747	147	1,600	1 生活・介護支援サポーター養成事業補助金	147	生活・介護支援サポーター養成事業補助金 147

3 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 介護予防実態調査分析支援事業補助金	1,163	327	836	1 介護予防実態調査分析支援事業補助金	327	介護予防実態調査分析支援事業補助金 327
計	44,900	2,616	47,516			

4 款 支払基金交付金
1 項 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	124,881	5,294	130,175	1 現年度分	5,294	介護給付費交付金 5,294
2 地域支援事業支援交付金	1,587	424	1,163	1 現年度分	424	現年度分交付金 424
計	126,468	4,870	131,338			

5 款 道支出金
1 項 道負担金

1 介護給付費負担金	61,735	5,910	67,645	1 現年度分	5,910	介護給付費負担金 5,910
計	61,735	5,910	67,645			

5 款 道支出金
2 項 道補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	1,950	171	2,121	1 地域支援事業 交付金現年度 分	171	介護予防事業交付金 59 包括的支援事業及び任意事業交付金 230
計	1,950	171	2,121			

6 款 財産収入
1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	67	1	66	1 利子及び配当 金	1	介護給付費準備基金利子収入 1
計	67	1	66			

7 款 繰入金
1 項 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	52,034	3,515	55,549	1 現年度分	3,515	介護給付費繰入金 3,515
2 地域支援事業繰入金	1,952	169	2,121	1 現年度分	171	介護予防事業繰入金 59 包括的支援事業及び任意事業繰入金 230
				2 過年度分	2	介護予防事業繰入金前年度精算分 1 包括的支援事業及び任意事業繰入金前年度精算分 1

7款 繰入金
1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 その他繰入金	21,730	2,471	19,259	1 事務費繰入金	2,471	事務費繰入金 2,471
計	75,716	1,213	76,929			

7款 繰入金
2項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	10,728	4,482	15,210	1 介護給付費準備基金繰入金	4,482	介護給付費準備基金繰入金 4,482
計	11,549	4,482	16,031			

7款 繰入金
3項 介護サービス事業勘定繰入金

1 介護サービス事業勘定繰入金	1,097	92	1,005	1 介護サービス事業勘定繰入金	92	介護サービス事業勘定繰入金 92
計	1,097	92	1,005			

9款 諸収入
1項 雑入

2 返納金	1	2	3	1 返納金	2	介護保険法第22条返納金 2
3 雑入	362	95	457	1 雑入	95	雑収入 95
計	364	97	461			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	3,216	475	2,741	474		1		9 旅費	153	一般管理費 475
				国庫支出金		繰入金		11 需用費	174	9 普通旅費 153
								13 委託料	148	11 消耗品費 171
										11 食糧費 3
										13 生活・介護支援サポーター養成事業委託料 148
計	3,216	475	2,741	474	0	1	0			

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

2 認定調査費	2,801	227	2,574			227		12 役務費	57	認定調査費 227
						繰入金		13 委託料	170	12 検査手数料 42
										12 医師意見書作成手数料 99
										13 要介護認定調査委託料 170
計	6,945	227	6,718	0	0	227	0			

2 款 保険給付費

1 項 保険給付費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 介護サ - ビス等給付費	403,158	27,178	430,336	16,045		12,875	1,742	19 負担金・補助及び交付金	27,178	介護サ - ビス等給付費 19 介護サ - ビス等給付費	27,178 27,178
計	403,158	27,178	430,336	16,045	0	12,875	1,742				

2 款 保険給付費

2 項 高額介護サ - ビス等費

1 高額介護サ - ビス等費	9,600	994	10,594	448		422	124	19 負担金・補助及び交付金	994	高額介護サ - ビス等費 19 高額介護サ - ビス等給付費	994 994
計	9,600	994	10,594	448	0	422	124				

2 款 保険給付費

4 項 その他諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 審査支払手数料	516	47	469	17		6	24	12 役務費	47	審査支払手数料 47 12 審査支払手数料 47
				12		14				
				5		8				
計	516	47	469	17	0	6	24			

3 款 地域支援事業費

1 項 介護予防事業費

1 特定高齢者施策事業費	458	204	254	76		86	42	13 委託料	204	特定高齢者施策事業費 204 13 特定高齢者生活機能評価委託料 204
				51		61				
				25		25				
2 一般高齢者施策事業費	5,056	498	4,558	103		2,455	2,060	7 賃金	292	一般高齢者施策事業費 498 7 歯科衛生士賃金 292

3 款 地域支援事業費

1 項 介護予防事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
				国庫支出金 69		支払基金交 付金 363		13 委託料	206	13 ショ - トスティ事業委託料 206
				道支出金 34		繰入金 2,092				
計	5,514	702	4,812	179	0	2,541	2,018			

3 款 地域支援事業費

2 項 包括的支援事業費

1 包括的支援 事業費	19,934	0	19,934	849		5	854			財源繰替えによる
				国庫支出金 567		繰入金				
				道支出金 282						
計	19,934	0	19,934	849	0	5	854			

3 款 地域支援事業費
3 項 任意事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 任意事業費	1,566	296	1,270	157		52	87	20 扶助費	296	任意事業費 296 20 家族介護支援事業給付費 296
計	1,566	296	1,270	157	0	52	87			

4 款 基金積立金
1 項 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	4,979	1	4,978			1		25 積立金	1	介護給付費準備基金積立金 1 25 積立金 1
計	4,979	1	4,978	0	0	1	0			

5款 諸支出金
2項 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般会計繰出金	1,672	0	1,672			2 繰入金	2			財源繰替えによる
計	1,672	0	1,672	0	0	2	2			

議案第 6 6 号

平成 2 2 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 2 年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6, 163 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56, 323 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 3 年 3 月 1 0 日提出

福島町長 村 田 駿

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 後期高齢者医療保険料		千円 34,640	千円 5,077	千円 29,563
	1 後期高齢者医療保険料	34,640	5,077	29,563
33 繰入金		27,638	1,086	26,552
	1 一般会計繰入金	27,638	1,086	26,552
歳入合計		62,486	6,163	56,323

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 総務費		千円 1,621	千円 63	千円 1,558
	1 総務管理費	292	63	229
22 後期高齢者医療広域連 合納付金		60,688	6,100	54,588
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	60,688	6,100	54,588
歳 出 合 計		62,486	6,163	56,323

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	34,640	5,077	29,563
3 繰入金	27,638	1,086	26,552
歳 入 合 計	62,486	6,163	56,323

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	1,621	63	1,558
2 後期高齢者医療広域連合納付金	60,688	6,100	54,588
歳出合計	62,486	6,163	56,323

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国道支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	63	0
0	0	6,100	0
0	0	6,163	0

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 後期高齢者医療保険料	34,640	5,077	29,563	1 現年分保険料	5,077	現年分保険料 5,077
計	34,640	5,077	29,563			

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 事務費繰入金	4,315	181	4,134	1 事務費繰入金	181	事務費繰入金 181
2 保険基盤安定繰入金	23,323	905	22,418	1 保険基盤安定繰入金	905	保険基盤安定繰入金 905
計	27,638	1,086	26,552			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	292	63	229			63 繰入金		11 需用費	63	一般管理費 63 11 消耗品費 13 11 印刷製本費 50
計	292	63	229	0	0	63	0			

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	60,688	6,100	54,588			6,100 後期高齢者 医療保険料 5,077 繰入金 1,023		19 負担金・補助 及び交付金	6,100	後期高齢者医療広域連合納付金 6,100 19 事務費負担金 118 19 保険料負担金 5,077 19 保険基盤安定分負担金 905
計	60,688	6,100	54,588	0	0	6,100	0			

議案第67号

平成22年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成22年度福島町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業

（ア）配水管整備事業 54,757千円を53,536千円とする。

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	109,595 千円	2,550 千円	112,145 千円
第1項 営業収益	109,028 千円	2,049 千円	111,077 千円
第2項 営業外収益	567 千円	501 千円	1,068 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	82,179 千円	-1,837 千円	80,342 千円
第1項 営業費用	78,069 千円	-2,003 千円	76,066 千円
第2項 営業外費用	4,010 千円	166 千円	4,176 千円

第4条 予算第4条本文中括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額40,873千円、過年度分損益勘定留保資金 7,181千円、当年度分損益勘定留保資金13,692千円、建設改良積立金20,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額38,242千円、過年度分損益勘定留保資金 7,181千円、当年度分損益勘定留保資金31,061千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	21,694 千円	1,261 千円	22,955 千円
第1項 道支出金	21,410 千円	1,262 千円	22,672 千円
第2項 他会計負担金	284 千円	-1 千円	283 千円

	支	出	
第 1 款 資本的支出	62,567 千円	-1,370 千円	61,197 千円
第 1 項 建設改良費	58,266 千円	-1,370 千円	56,896 千円

平成 2 3 年 3 月 1 0 日提出

福島町長 村 田 駿

平成22年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 水道事業収益			109,595	2,550	112,145
	1. 営業収益		109,028	2,049	111,077
		1. 給水収益	107,100	2,000	109,100
		3. その他営業収益	50	49	99
	2. 営業外収益		567	501	1,068
		1. 受取利息及び配当金	100	131	231
		2. 他会計負担金	460	370	830

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的収入			21,694	1,261	22,955
	1. 道支出金		21,410	1,262	22,672
		1. 道負担金	21,410	1,262	22,672
	2. 他会計負担金		284	-1	283
		1. 他会計負担金	284	-1	283

予 算 説 明 書

平成22年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	1. 水道事業収益	補正前の額	補正額	計	
項	1. 営業収益	109,028	2,049	111,077	
目	1. 給水収益	107,100	2,000	109,100	

節		金額	説明
区分			
給水収益	2,000	水道料金等	2,000

収 入

(単位：千円)

款	1. 水道事業収益	補正前の額	補正額	計	
項	2. 営業外収益	567	501	1,068	
目	1. 受取利息及び 配当金	100	131	231	

節		金額	説明
区	分		
	預金利息	131	預金利息 131

支 出

(単位：千円)

款	1. 水道事業費用	補正前の額	補正額	計	
項	1. 営業費用	78,069	-2,003	76,066	
目	1. 原水及び浄水費	8,190	-1,135	7,055	

節		説明	
区分	金額		
手数料	-454	水質検査等手数料	-454
修繕費	-500	浄水場等修繕費	-500
薬品費	-181	滅菌薬品（次亜塩素酸ソーダ）	-181

支 出

款 1. 水道事業費用

(単位：千円)

項	1. 営業費用	補正前の額	補正額	計	
目	4. 総係費	4,269	-261	4,008	

節		金額	説明
区分			
備消耗品費	-100	事務用品外	-100
印刷製本費	-120	料金関係諸用紙印刷費	-120
委託料	-20	水道料金口座振替委託料	-20
厚生費	-14	職員健康診断費	-14
保険料	-7	車輛保険料及び管理室等災害保険料	-7

支 出

(単位：千円)

款	1. 水道事業費用	補正前の額	補正額	計	
項	2. 営業外費用	4,010	166	4,176	
目	1. 支払利息	2,407	-134	2,273	

節		金額	説明
区	分		
	借入金利息	-134	一時借入金利息 -134

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	1. 資 本 的 収 入	補正前の額	補 正 額	計	
項	1. 道 支 出 金	21,410	1,261	22,671	
目	1. 道 負 担 金	21,410	1,262	22,672	

節		金 額	説 明	
区 分				
	工 事 負 担 金	1,262	福島川総合流域防災工事付帯上水道管 移設工事負担金	1,262

支 出

(単位：千円)

款	1. 資 本 的 支 出	補正前の額	補 正 額	計	
項	1. 建 設 改 良 費	58,266	-1,370	56,896	
目	1. 配 水 管 整 備 費	54,757	-1,221	53,536	

節		金 額	説 明
区 分			
工 事 請 負 費	-1,221	福島川総合流域防災工事付帯上水道管移設工事 -1,221 吉田橋添架既設配水管撤去工事 -1,221	

議案第67号

平成22年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成22年度福島町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業

（ア）配水管整備事業 54,757千円を53,536千円とする。

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	109,595 千円	2,550 千円	112,145 千円
第1項 営業収益	109,028 千円	2,049 千円	111,077 千円
第2項 営業外収益	567 千円	501 千円	1,068 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	82,179 千円	-1,837 千円	80,342 千円
第1項 営業費用	78,069 千円	-2,003 千円	76,066 千円
第2項 営業外費用	4,010 千円	166 千円	4,176 千円

第4条 予算第4条本文中括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額40,873千円、過年度分損益勘定留保資金 7,181千円、当年度分損益勘定留保資金13,692千円、建設改良積立金20,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額38,242千円、過年度分損益勘定留保資金 7,181千円、当年度分損益勘定留保資金31,061千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	21,694 千円	1,261 千円	22,955 千円
第1項 道支出金	21,410 千円	1,262 千円	22,672 千円
第2項 他会計負担金	284 千円	-1 千円	283 千円

	支	出	
第 1 款 資本的支出	62,567 千円	-1,370 千円	61,197 千円
第 1 項 建設改良費	58,266 千円	-1,370 千円	56,896 千円

平成 23 年 3 月 10 日提出

福島町長 村 田 駿

議案第68号

福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分の議決変更について

平成22年度福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分の内容を次のとおり変更する。

平成23年3月10日提出

福島町長 村田 駿

記

1. 処分の目的 保険給付費等の財源に充当するため
2. 福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分の内容変更

区 分	変 更 前	変 更 後
金 額	10,728千円以内	15,210千円以内

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の同意を求める。

平成23年3月10日提出

福島町長 村 田 駿

記

住 所	福島町字福島219番地
氏 名	常磐井 美穂子
生年月日	昭和20年3月21日生

同意第 3 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成 23 年 3 月 10 日

福島町長 村 田 駿

記

住 所	福島町字福島 1 7 7 番地
氏 名	福 原 武
生年月日	昭和 1 5 年 9 月 2 4 日